

羽生市上新郷 5924 発電所

「太陽光発電設備設置計画書に関する住民要望事項」に対する回答書

2026年2月22日

株式会社サニーロードシステム

1. 環境・安全性に関する要望（技術資料の提出を求める事項）

1. 太陽光パネルの表面温度および周辺環境への熱影響について、
以下を含む客観的かつ定量的なデータを提出すること。

- ・ 最大表面温度
- ・ 周辺気温への影響範囲
- ・ 測定条件・想定条件（日射量、外気温、風速等）

また、設置予定地の地域特性（季節的な強風、地形的要因による熱滞留等）を考慮した本計画固有のシミュレーションまたは評価結果を提示すること。

【回答】

最大表面温度は、真夏の無風の状況時に、60度を超える場合があります。

別紙（「環境温度変化について別紙」）のとおり、使用パネルのメーカー回答のように、周囲温度を上げることはございません。メーカーの書面を確認ください。別紙参照お願いします。

2. 設備稼働時に発生する**騒音レベル(dB)**について、

以下の条件を明示した測定または予測データを提出すること。

- ・ 測定位置（住宅境界・居室想定位置等）
- ・ 時間帯（昼間・夜間）
- ・ 運転状態（定格運転・部分負荷 等）

【回答】

太陽光発電設備において、騒音の発生源はパワーコンディショナーとなりますが、今回設置するパワーコンディショナーはファンレスタイプのもので、設置場所0mの距離において、定格運転時最大50dBです（部分運転時ではそれより低くなります）。「騒音試験について」別紙にて確認ください。

また、稼働するのは日の出から日の入までであり、曇り・雨天などで太陽光が少ないときには、運転も弱くなり、音も低下します。夜間は、作動しません。

十分に住民の方に配慮しまして、道路境界位置から20mの位置から奥に、並列に並べます。

図面確認ください。

説明会の後に、徒歩100mのところ、昨年9月より運転開始してます、同様の機材の発電

所がございますので、ご自身で、確認ください。ご案内いたします。

3. 太陽光パネルによる**反射光（グレア）**について、以下の区分ごとに影響を検証した資料を提出すること。

- ・ 季節別
- ・ 時間帯別
- ・ 方角別
- ・ パネル傾斜角別

特に、近隣住宅の居住空間および道路利用者への影響について明確にすること。

【回答】

パネル自体に反射防止処理が施されており、黒く光を吸収して、反射率は大幅に軽減されています。表面のマルセル値は、当社及び、大手取引先調査では、1番低い値のものを使用しています。（2024年11月調査時）別紙資料添付致します。（桐生市事例）

このため、近隣住宅の居住空間・道路利用者に対する影響は微少となります。

「位置図別紙で配置したパネルに基づく季節別・時間帯別のシミュレーション結果は「反射光軌跡は、別紙にて添付いたします。方角・パネル傾斜角については、現状設置予定の方角・パネル傾斜角でシミュレーションしたものになります。

反射光軌跡資料より、設置角度10度、アレイから距離5mにてシミュレーションによると、AM5:30～9:00の間で、最大150分、反射光の影響がでる可能性があります。

4. 太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー等に含まれる物質について、破損・劣化・災害時を含めた土壌汚染・地下水汚染等の環境リスクを評価し、関連法令・安全基準への適合状況を明示した説明資料を提出すること。

【回答】

太陽光パネルについてはメーカーからの資料を添付し、回答といたします。

添付資料：「太陽電池モジュールに含まれる有害物質についての見解」

架台については、ZAM鋼板製であり、こちらは通常の建築物と同様です。

別紙成分表を確認ください。

パワーコンディショナーについても、太陽光パネルで発電した直流電流を交流電力に変換する電子機器であり、電子基板・コンデンサ・ヒートシンクなどで構成されており、環境負荷の高い特殊な物質は基本的に使用されておりません。また、破損・劣化・災害時でも有害物質が流出することはありません。

設備配置・生活環境への影響に関する要望

5. パワーコンディショナー等の電気設備については、住宅との距離、騒音・振動・熱影響を考慮した配置計画を明示し、

住宅から十分に離れた位置に設置すること。

【回答】

パワーコンディショナー等の電気設備について、住宅との距離、騒音・振動・熱影響（上記で既に回答しておりますが、影響はあまりありませんが）、当然考慮して、配置設計いたします。現状の計画予定図を「配置図 1048 枚-羽生市大字上新郷 5924-1 発電所別紙にてご確認ください。

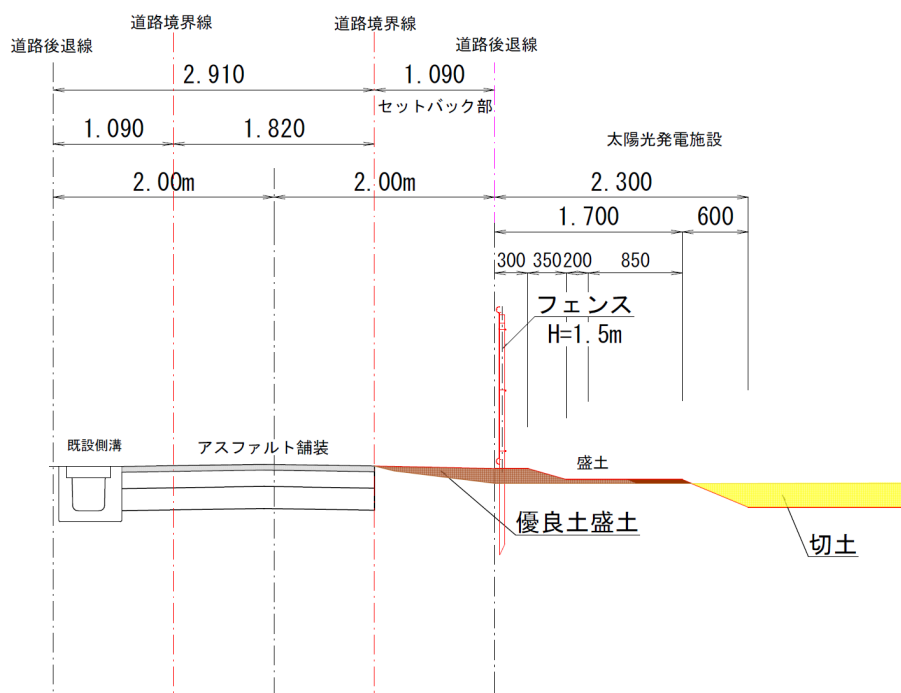
6. フェンス設置計画については、
救急車・消防車等の緊急車両通行を妨げない道路幅を確保するため、
道路後退（セットバック）距離を明示した図面を提出すること。

【回答】

太陽光発電設備設置計画地の西側で接する市道 1042 号線については、市道幅 1.82m となっております。

このことから、同市道添いのフェンス設置の位置は、道路中心より 2.00m にセットバックしフェンスを設置致します。尚、セットバックした箇所には、優良土盛土を敷き均し、車両通行に供することができるようにします。

市道幅員 1.82m



7. 本設備設置による

- ・ 景観への影響
- ・ 圧迫感
- ・ 生活環境への影響
- ・ 住宅地としての資産価値への影響

について評価を行い、具体的な低減策・代替案・配慮措置を示すこと。

【回答】

本設備については、経済産業省が示している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および羽生市の「羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドライン」に基づいて、設置する計画であり、具体的なお指摘をいただければ、法令や規則に則り対応させていただきます。ご要望の各項目（景観・圧迫感・生活環境・住宅地としての資産価値）について、周辺には太陽光発電設備も多く存在しており、本施設が新設されることでの影響は無いと考えられます。

今回の用地は、現状耕作放棄地であり、今後荒廃が広がり原野化すると想定され、管理された太陽光発電施設の方が良いと思います。

3. 防犯・地域安全に関する要望

8. 設備に関連する銅線盗難、侵入、破壊行為等の犯罪リスクを想定し、以下を含む防犯対策を講じること。

- ・ 街灯の設置
- ・ 監視体制
- ・ 管理責任者明確化

【回答】

街灯の設置 住宅に近いと迷惑になるため。

監視体制 道幅が狭く、逃走しにくいので、盗難の危険性が低い。

銅線は殆ど埋設しており、盗難リスクが低いと見なされています。

管理責任者明確化 発電所に掲示いたします。

事業責任・説明責任に関する要望（特に重要）

9. 貴社が過去に設置・運営した太陽光発電設備について、
住民からのクレーム・苦情・トラブルの有無および内容を開示すること。

【回答】

過去に設置した太陽光発電設備についての近隣住民からのクレームはございません。
設置自治体 群馬県 高崎市 6カ所、前橋市 3カ所、桐生市 2カ所、太田市 1カ所、
伊勢崎市 8カ所、安中市 3カ所、
埼玉県 羽生市 14カ所（他に工事中 2カ所）
茨城県 東海村 1カ所 設置 38カ所 工事中 2カ所
上記の自治体に事業展開しておりますが、クレームは一度もいただいておりません。

10. 設備の

- ・ 維持管理
- ・ 故障
- ・ 事故、故障対応
- ・ 設備撤去時の責任
- ・ 事業主が廃業・撤退した場合の対応

について、責任主体・費用負担・対応手順を明記した契約書またはそれに準ずる文書を提示すること。

【回答】

維持管理	電気設備点検年 6 回、除草作業年 3～4 回
故障	異常発生時は、リアル感知できます。モニタリングは、毎日実施
事故、故障対応	事業者・電気主任技術者・工事会社が連携して対応します。
設備撤去時の責任	事業者
事業主が廃業・撤退した場合の対応	同業者への事業譲渡

責任主体・費用負担・対応手順を明記した契約書またはそれに準ずる文書は提示いたしません。下記のとおり回答します。

本発電設備については、電気事業法および関係法令に基づき、選任された電気主任技術者が保安規程に従い、電気設備の保安に関する技術的助言および保安監督を行います。なお、設備の運用責任、事故時の対応責任、費用負担および事業責任は事業者が負うものとします。

■ 技術的な安全管理体制

電気設備は、電気設備技術基準に適合した状態が維持されるよう管理されます。運転開始後は、保安規程に基づき、巡視点検、年次点検等が実施され、絶縁状態、接地状態、機器の異常有無等について技術的確認が行われます。異常兆候が確認された場合には、必要に応じて、電気主任技術者から技術的観点に基づく助言が行われます。

また、設備の運転状態については遠隔監視体制が構築されており、異常が検知された場合には、関係者に通知が行われる仕組みとなっています。

■ 事故・異常発生時の技術的対応フロー

感電、火災、停電、設備故障等の異常が発生した場合には、二次災害防止を最優先とした安全措置が講じられます。落雷や漏電等により異常が発生した場合には、保護装置(遮断器等)が自動的に作動し、電路が遮断される構成となっており、危険の拡大を防止する仕組みが備えられています。状況に応じて、保安規程に基づき、

- ・ 回路遮断
- ・ 危険箇所の隔離
- ・ 関係者への技術的指示

等について、電気主任技術者が技術的観点から助言を行います。

必要に応じて原因調査が行われ、再発防止に向けた技術的対策が検討されます。

法令に基づき報告が必要な事象については、所管機関への技術的報告に関し、電気主任技術者が技術面での補助を行います。

■ 設備撤去時の責任と事業主が廃業・撤退した場合の対応

基本的に事業を終える考えはございません。設備更新を行い事業継続いたしますが、「土地開発に係わる許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合」にあつては、もし事業終了せざるを得ない場合は発電システムの撤去を行い、更地の状態にします。設備更新や万が一の撤去費用に対しては、その解体作業費・パネル配送費・パネルリサイクル料などの費用は、およそ、300～400万円程度であり、充分に対応できます。

11. 上記要望事項について、

書面による回答を行った上で、住民が十分に理解・納得できる説明会を再度開催すること。

【回答】

今回の住民説明会の資料と説明をもって、羽生市への報告書を提出いたします。

今後は、羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドラインに基づく申請を進めてまいりますので、宜しくお願い致します。

以上